

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：大蕨の棚田地域再生協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

- ・大蕨の棚田 範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止
 - 中地区有志の会、グループ農夫の会が協力し、大蕨の棚田に耕作放棄地を発生させない。
- ・担い手の確保・維持
 - 令和6年までに大蕨の棚田の保全に取り組む人数117人を維持する。
 - 地域おこし協力隊制度等を活用しながら、大蕨の棚田における担い手の確保を促進する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和6年までに、大蕨の棚田におけるグループ農夫の会の借受面積を2.55haから3.0haに増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和6年までに大蕨の棚田米の販売量/を8tから10tに増加させる。
- ・自然環境の保全・活用
 - 大蕨の棚田で行われている杭掛面積を5.9haから6.5haに増加させる。
 - 大蕨の棚田で行われている交流人口促進のための地域活性化イベント参加人数を340人から500人に増加させる。
 - 令和6年までに大蕨の棚田における鳥獣被害面積/額を0.1ha/3万円から0ha/0円に減少させる。
- ・伝統文化の継承
 - 大蕨の棚田でコンサート等のイベントを年間1回開催し、300人の来訪者を誘客する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 大蕨地区で面白人形芝居等のイベントを年間1回開催し、100人の来訪者を誘客する。
 - 令和6年までに地域おこし協力隊制度を活用し、大蕨の棚田地域の振興を図る。
 - 令和6年までに大蕨の棚田地域における移住・定住者を0人から4人に増加させる。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和6年までに、大蕨の棚田地域に直売所を整備し、年間50万円の売り上げを達成する。
 - 令和6年までに大蕨の棚田地域において1軒の空き家を再生・活用する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止
 - 中地区有志の会、グループ農夫の会が協力し、大蕨の棚田に耕作放棄地を発生させない。
- ・担い手の確保
 - 大蕨の棚田の保全に取り組む人数を維持する。
 - 地域おこし協力隊制度等を活用しながら、大蕨の棚田における担い手の確保を促進する。
 - 外部からの新たな担い手に対して、営農指導や販売支援を行う。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 大蕨の棚田において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集める。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 大蕨棚田米のブランド化を図るとともに、大蕨棚田米の販路を拡大する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 大蕨の棚田で行われている自然乾燥米の杭掛け面積を増加させる。
 - 大蕨の棚田で行われている交流人口促進のための地域活性化イベントを活性化させる。
 - 大蕨の棚田における鳥獣被害面積/額を減少させる。
 - 大蕨の棚田でコンサート等のイベントを開催する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 地元で伝わる面白人形芝居等のイベントを開催する。
 - 地域おこし協力隊制度を活用し、大蕨の棚田地域の振興を図る。
 - 大蕨の棚田地域における移住・定住者を呼び込む。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 大蕨の棚田地域において1軒の空き家を再生・活用する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

大蕨の棚田地域保全活動地域協議会は、農業者、農業者団体、地域住民と下記の団体で構成。